

独立行政法人自動車事故対策機構契約監視委員会の設置に関する達

平成21年12月15日
理事長達（経理）第23号

（趣旨）

第1条 この要領は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日付閣議決定）の趣旨を踏まえ、独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）が発注する物品・役務等の契約に関する入札及び契約の手続き等の透明性を確保し、公平な競争を促進するため、契約監視委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定める。

（委員会の事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- （1）機構が締結する契約に関し、入札及び契約手続の運用状況等について説明を受けること。
- （2）（1）の説明を受けて、競争参加条件の設定、契約方式の選定、落札者の決定等の入札及び契約手続の経緯等について審議するものとする。

（委員会の委員）

第3条 委員会の委員は、監事及び公平中立の立場で客観的に入札及び契約についての審議を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱した者（以下「学識経験者委員」という。）とする。

- 2 委員会は、委員5名以内で組織するものとする。
- 3 学識経験者委員の任期は、1年とし、再任を妨げないものとする。なお、委員がかけた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の氏名及び職業は公表するものとする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定めるものとする。

- 2 委員長に事故等があり、委員会に出席することができないときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職を代理するものとする。

（委員会の開催）

第5条 委員会は、年2回以上開催するものとする。

- 2 委員会は、非公開とし、議事の概要については公表するものとする。

（意見の具申又は勧告）

第6条 委員会は、第2条の事務に関し、報告の内容及び審議した対象契約に係る理由及び手続に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、機構理事長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 委員会は、意見の具申又は勧告を行った場合は、速やかに公表するとともに、国土交通大臣あて結果を報告するものとする。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係ある案件に加わることができない。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会の事務を処理する上で知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、機構経理部において行う。

(雑則)

第10条 委員会の運営に関する必要事項は、別に定める。

附 則

この達は、平成21年12月15日から適用する。

平成 21 年 12 月 15 日
経 理 部

独立行政法人自動車事故対策機構契約監視委員会の設置について

1. 背景・目的

平成 21 年 11 月 17 日、閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」により、独立行政法人の契約について、随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、点検・見直しを行うよう要請されている。

また、独立行政法人の点検・監視体制として、独立行政法人に監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、外部有識者を指名するにあたっては、主務大臣の了解を得ることとされている。

これを受けて、当機構において「独立行政法人自動車事故対策機構契約監視委員会の設置に関する達」により契約監視委員会を設置するものである。

2. 委員

(監 事)

渡邊 治郎 独立行政法人自動車事故対策機構監事

(外部有識者)

北村 信彦 公認会計士 (公認会計士北村信彦事務所)

古笛 恵子 弁護士 (コブエ法律事務所)

堀田 一吉 慶應義塾大学商学部 教授

3. 実施内容

上記閣議決定に沿って、当機構の締結する下記 (1) ~ (5) の契約等に関して点検・見直しを行い、その意見を今後の契約に反映させるとともに、結果を公表することとしている。

また、結果を国土交通大臣に提出し、結果の点検を受けることとされ、更に国土交通大臣は、これを総務大臣に提出することとされている。

(対象契約等)

- (1) 20 年度に締結した競争性のない随意契約
- (2) 20 年度に締結した一者応札・応募の契約
- (3) 継続している 19 年度以前に締結した複数年契約
- (4) 21 年度末までに契約締結が予定されている調達案件
- (5) 上記 (1) (2) により新たな随意契約等見直し計画の策定

4. 当面のスケジュール

上記について、点検・見直し等を行い、これらの結果を 22 年 4 月末日途に公表する。

5. フォローアップ

毎年、締結された契約について改善状況をフォローアップし、公表する。

契約監視委員会の設置状況

独立行政法人名：自動車事故対策機構

契約監視委員会名：自動車事故対策機構契約監視委員会

設置年月日：平成21年12月15日

【メンバー】

名 前	所属・職名	備 考
(監事) 渡邊 治郎	独立行政法人自動車事故対策機構 監事	
(外部有識者) 堀田 一吉	慶應義塾大学商学部 教授	
北村 信彦	公認会計士 (公認会計士北村信彦事務所)	
古笛 恵子	弁護士 (コブエ法律事務所)	

(注) 必要に応じて下部組織を設けている場合は、下部組織についても上記と同様のメンバーリストを作成し、提出願います。

(注) 委員が、国家公務員0B、契約発注先等取引関係の者、顧問弁護士、契約先監査法人の公認会計士の場合はその旨を記載してください。

契約監視委員会（第1回）

独立行政法人自動車事故対策機構

開催日時及び場所	平成21年12月25日（金）14：00～16：15 独立行政法人自動車事故対策機構	
出席者	北村信彦委員（公認会計士） 古笛恵子委員（弁護士、コプエ法律事務所） 堀田一吉委員（慶應義塾大学商学部教授） 渡邊治郎委員（独立行政法人自動車事故対策機構監事）	
議事概要	1．委員の互選による委員長の選出	
	2．自動車事故対策機構の概要説明	
	3．自動車事故対策機構の契約状況説明	
	4．契約種別ごとの事務の流れについて説明	
	5．契約監視委員会審議案件について （次回審議内容） 1者応札・1者応募案件及び競争性のない随意契約について	
委員からの 意見・質問	意見・質問	回答
委員会からの 意見表示又は勧告		

契約監視委員会（第2回）

独立行政法人自動車事故対策機構

開催日時及び場所	平成22年1月8日（金）10：00～12：15 独立行政法人自動車事故対策機構	
出席者	北村信彦委員長（公認会計士） 古笛恵子委員（弁護士、コプエ法律事務所） 堀田一吉委員（慶應義塾大学商学部教授） 渡邊治郎委員（独立行政法人自動車事故対策機構監事）	
議事概要	1．平成20年度 1社応札・1社応募について	審議件数 34件
	2．平成20年度 競争性のない随意契約について	審議件数 89件
委員からの 意見・質問	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会からの 意見表示又は勧告	特になし	

第2回契約監視委員会での審議結果概要

1. 総務省、国土交通省に報告するもの

(1) 1者応札・1者応募関係（審議件数34件）

応札のための準備期間及び周知期間を十分にとる必要が認められるので、十分な公告期間を確保すること（7件）

複数メーカーが同様の製品を製造している汎用品の場合において、参考商品を1社にすることは、それが障害となっている可能性があるため、参考商品を複数社にすること（2件）

公告に契約予定者名を入れていたが、それが公募への参加希望者に対して障害となった可能性があるため契約予定者名を入れないこと（25件）

(2) 競争性のない随意契約（審議件数89件）

セミナー会場の借上げについては、同等条件の場所であれば、公募により見つけられる可能性がある（1件）

2. その他の案件

(1) 1者応札の事後点検

上記改善策を行ってもなお、複数の申込者がいるにもかかわらず1者応札となった場合には、辞退者から辞退理由を確認するなど原因を究明し、更なる改善策のご審議をお願いしたいと思います。

(2) 試験車両の購入

今後国土交通省の検討委員会で議論するとのことですので、その結果が出ましたらお知らせいたします。

(3) 年間数回発行される印刷物の契約について

ご指摘のありました定期的に発行する印刷物については、単価契約等一般競争入札への移行を検討します。

質問・意見	回 答
<p>1 者入札・1 者応募</p> <p>【事例 1】 岐阜支所のレイアウト変更に伴うパーティションの新設及び床 O A フロアー化等並びに事務用什器備品の購入</p> <p>【事例 2】 鳥取支所のレイアウト変更に伴うパーティションの新設及び床 O A フロアー化等並びに事務用什器備品の購入</p> <p>両方とも同じメーカーが落札しているが、仕様書上で参入を制限していないか。要は、競争入札といいながら、1 社を誘導していないか、悪く言えば指定していないか。</p> <p>参考商品については、1 社誘導しないためにも、毎回換えるか複数社記載しても良いのではないか。</p> <p>同等以上を示すために、証明書を求めているが、これを作るのに時間がかかってあきらめているのではないか。期間を長く取って、資料作成時間を取ってあげるべき。</p>	<p>仕様書上では、ただ寸法だけを入れてあっても、具体的イメージがわきにくいので、参考商品としてメーカー名を入れてある。これは、あくまでも参考商品であって、同等以上のものであれば可としている。また、積算については、参考見積を取っているが、それを全部使っているのではなく、積算資料等で調べられるものは、単価を比較し安い方を使っている。</p> <p>そのように検討したい。</p> <p>仕様説明から入札までの期間を長く取るように検討したい。</p>

【事例3】

介護相談員ゼネラルアドバイザーの配置に伴う労働者派遣

落札率が100%となっている。参考見積もりを取って、そのまま予定価格としているのではないか。

1社しか対応しなかった理由は、どのように考えるか。

労働者派遣の単価は、一般に販売されている積算資料より算出したもの。全く同じものがなかったため、業務内容が比較的近い業種の単価を採用した。

当機構では、社会福祉士の資格を持つ、介護の相談業務の実務経験が1年以上ある者を求めており、その人員確保ができなかったのではないかと推測する。

【事例4】

中部療護センター建物指定区域部分清掃及び警備・受付業務の請負

落札率が100%となっている。参考見積もりを取って、そのまま予定価格としているのではないか。

清掃については、「建設物価」の単価を使い積算している。警備については厚生労働省の賃金センサスと地域ごとに同じ職種でも差があるので、それを加味して積算している。

この案件は、1回目では落札しなかったため2回目で予定価格を下回って落札した。100%ではなく、四捨五入で100%となったもの。

【事例5】

平成20年度自動車アセスメント情報提供業務に係る安全性能比較試験

単価についての妥当性は、どのように判断したのか。

この試験を担当する日本自動車研究所は、経済産業省の認可法人であり、単価については、経済産業省に届けなければならない。当機構の積算の単価は、その金額を使っている。

メーカーでも同じようにしているのに、何故機構で重ねてやらなければならないのか。

毎回毎回3台買って実験を行っているが、長い間の蓄積があり、試験回数の減やコンピュータシミュレーションで代替できないのか。

【事例6】

平成20年度チャイルドシートアセスメント安全性能比較試験等の実施

そんなに大規模な設備が無くてもできるのではないか。日本自動車研究所がやる必然性は薄いと思われる。

人件費については、最初は修得まで時間がかかるが、今はかなりルーチン化されていて、固定した形で有り続ける必要はないのではないか。

【事例7】

試験車両の購入（ヴェルファイア）

これだけコンプライアンスが言われている中で、車に細工をするとは思えない。入札した方が安くなるのではないか。

車の選定は、どうしているのか。

ポイントは2つ。1つは、中立的な機関がやってその結果を発表する原則論。もう1つは、メーカーが行っている試験の内容や目的が解らないので、判断できないこと。

これも2点。1点は、シミュレーションによる代替は、まだ難しいと思われる。もう1点は、3つの試験を減らせないかという点は、技術的に検討をしている最中で、結論はまだ出ていない。

射出機でシートを打ち出すので、相当な機械を有することとなり、他に見つからない。また、公募を行って応募する意思があるか確認しても、見あたらないのが現状。

すでに成熟した人間にお願いしているので、去年より今年は成熟度が上がるということ、想定していない。

中立性をうたっているアセスが、実は自動車メーカーと結託しているのではと言われ、アセスの信頼性を落とすのが一番怖い。アセスの実際の業務の実施は、国の自動車アセスメント検討会で行っているの、そちらと連携して議論していく必要がある。

国の検討会で決定する。前提となるのは、前年度の販売実績。

排気量毎にカテゴリーがあるのか。軽自動車を中心にやるのであれば解るが。

随意契約として、試験車両の購入は20件ぐらい有り目立つ。随意契約の必然性はないように思うので、国の検討委員会の影響もあるだろうが、検討してもらいたい。

【事例8】

本部事務所の借上

言いなりで、ずっと最初から自動更新で継続しているのではないか。

【事例9】

千葉療護センター運営委託

契約の単価と受託者側が実施している実際の単価とがイコールになっているのか。

経営効率改善に対して、直接指示はしているのか。

排気量の別なしで行っている。

ここ数年の傾向としては、軽が売れているので、結果として軽の試験が増えている。

議論として、検討委員会で取り上げていただくよう進言してみたい。

2年毎に賃料の見直しができることとなっているので、近辺の相場を業者やインターネットで調べ交渉している。

事前に毎年事業計画書、収支計算書を提出させ、期中は概算で支払い、年度末に委託費の精算を行いチェックしている。

高額医療機器を持っているので、入院患者だけでなく、近隣の病院にも使ってもらい、自己収入を上げてもらっている。

契約監視委員会（第3回）

独立行政法人自動車事故対策機構

開催日時及び場所	平成22年2月23（火）10：00～12：15 独立行政法人自動車事故対策機構	
出席者	北村信彦委員長（公認会計士） 古笛恵子委員（弁護士、コプエ法律事務所） 堀田一吉委員（慶應義塾大学商学部教授） 渡邊治郎委員（独立行政法人自動車事故対策機構監事）	
議事概要	1．平成21年度の事前検証 ・平成21年12月15日以降の契約及び契約を予定しているものについて	審議件数 33件
	2．平成21年度上期（4月～9月） ・物品調達等に係る一般競争契約であり、かつ、入札における応札者が二者以上であったものについて	審議件数 5件
委員からの意見・質問	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会からの意見表示又は勧告	特になし	

質問・意見	回 答
<p>(1) 平成21年度契約分の事前検証</p> <p>【事例1】 平成21年度業務評価に関する被害者援護業務の満足度調査に係る支援業務</p> <p>これは、毎年やっている業務か。</p> <p>応募者が11社と多いが、落札率が45%と差が大きいですが、原因は何だと思うか。</p> <p>【事例2】 平成21年度自動車アセスメント冊子(詳細版)の製作</p> <p>事例1と似た話で、これも応募者が12者と多く、予定価格と契約実績の乖離が大きいですが、まともなものができるのか。</p> <p>落札は180万円だが、その上の応札金額は？</p> <p>すると、ここだけが突出している訳ではない。昨年の版を渡して使わせているのか。</p>	<p>毎年やっている。</p> <p>被害者援護部で貸し付け等行っている者を対象に、アンケートを印刷・郵送し、帰ってきたアンケートを入力して、グラフや表を作成するもので、郵送するアンケートの数は決まっており、また、回収率も今までの回収率から概ね推定できる。大きく差が出るとすれば、入力作業の人件費。当方では、入力するためにはそれ相応の人間が入力する必要があるという見込みで作っているのので、そこで差が出てきたのではないかと思われる。</p> <p>仕様書で紙の厚さや質など指定してあるので、できると思う。</p> <p>たしか、200万円台だったと思う。</p> <p>データで渡すこととなっている。それに新しい試験データをのせ、新たに加わった試験等の追加を行う。そのため、もう一度予定価格を積算する作業をしている。</p>

落札価格は重要な情報だが、公開しているのか。

昨年の実績は。

昨年もそれだけの乖離があったのに、前年度の契約実績を参考に積算方法を換える必要があったのではないか。たたき合いであったのなら、何年か続くということはない。

(2) 平成21年度上半期契約分の点検

予定価格の算定方法の監視委員会の意見のただし書きの中で理由を付すのは、ORかANDか。

予定価格の算出方法及びその採用理由に関して、1件1件個別具体的な案件なのに、理由が一般的なものとなっており、これでは特定できない。

予定価格の算出方法の委員会の意見を各欄のただし書きがORかANDかによって書き方が大きく変わってしまう。また、算出方法の説明内容を明確にしなければ、意見が書けない。従って、本日は結論を出せない。ORかANDかの確認と説明内容の詳細を調べて、それを委員に送付いただき、その意見を委員長が取りまとめて、原案を作り、再度委員各位に確認を取り、最終的な委員会の意見としたい。

公開している。

昨年も同程度の予定価格で、落札金額も大差ない。

検討する。

確認してお知らせする。

若干時間がかかるので、調べてお送りする。

後日、ORかANDについて確認して回答する。

また、その際、のご質問にも対応した審議資料を作成し、委員各位に送付させていただきます。

【契約監視委員会としての意見取りまとめ状況】

1. 委員会から質問のあった、ただし書きのORかANDについては、事務局からANDとして取り扱う旨各委員に報告。
2. 1.を受けて、事務局において審議資料を作成し、各委員に送付
3. 委員長から各委員に内容等に対する意見を徴し、委員会として意見を取りまとめた結果、次のとおりとなった。

(1) 調達物品の選定

審議対象案件5件のうち、中部療護センター磁気共鳴断層撮影装置購入・据付契約(総合評価契約)以外の4件は、次のとおり委員会の決定とする。

「参考商品を1社にすることは、それが障害となっている可能性があるので、参考商品を複数社にすること」

(2) 予定価格の算定

予定価格の算定については、問題ない旨委員会の決定とする。

【審議対象案件】

1. 中部療護センター磁気共鳴断層撮影装置購入・据付契約(総合評価契約)
2. インターネット適性診断システム導入支所に係る事務用什器備品の購入契約
3. 大分支所移転に伴うパーティションの新設及び事務用什器備品等の購入契約
4. 熊本支所移転に伴うパーティションの新設及び事務用什器備品等の購入契約
5. 移動式書架一式の購入・据付契約